

事務連絡
令和6年3月1日

各地域薬剤師会会长様

静岡県薬剤師会事務局長

不当寄附勧誘防止法に係るポスターを用いた周知について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年2月16日付け事務連絡）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知等、ご協力頂きますようよろしくお願ひ申し上げます。

担当：事務局総務スタッフ；山田
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028



事務連絡
令和6年2月16日

都道府県薬剤師会事務(局)長 殿

日本薬剤師会
総務部 総務課

不当寄附勧誘防止法に係るポスターを用いた周知について(依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきまして消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室より別添のとおり
連絡がありましたのでお知らせいたします。
会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知下さるようお願い
申し上げます。

事務連絡
令和6年2月1日

各 位

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室

不当寄附勧誘防止法に係るポスターを用いた周知について（依頼）

平素から消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されました。

令和5年10月には、不当な寄附勧誘の被害に遭われた方を始め、より多くの方々に向け、この法律の趣旨を広く周知することを目的としたポスターを作成したところです。本ポスターのPDFファイルにつきましては、下記消費者庁ウェブサイトからダウンロードいただけますので御活用いただき、不当寄附勧誘防止法の周知に御協力賜りますと幸甚に存じます。

また、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に係る情報を認知した場合には、次の消費者庁ウェブサイトの情報提供フォームを御案内いただきますよう、何卒宜しくお願ひいたします。

【消費者庁ウェブサイト】

・不当寄附勧誘防止ポスター

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf

・不当寄附勧誘防止法

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

・情報提供フォーム

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>

以上

【問合せ先】

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室 担当：高橋、北川、吉原
Tel: 03-3507-8800(代表)

不当な 寄附勧誘は NO! 心当たりは すぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています!



このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!



こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者
庁
への
通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘
と考えられる行為について、情報
提供願います。



消費者
ホットライン

い
や
や
1
8
8



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索



消費者
庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan